

平成29年度社会福祉法人あゆみの会事業計画書

1. 平成29年度の計画について

(1) 施設運営について

1) 新保育指針に基づく、子ども主体の保育を推進する

平成29年度は改正社会福祉法が施行され、法人運営のより一層の透明化や社会貢献が求められることとなりました。また、次年度の平成30年度には「保育所保育指針」が10年ぶりに改正され、保育所は「幼児教育を行う施設」として位置づけられました。

小学校においても「学習指導要領」が改正され、保小連携が一層進むとともに、従来のように教師が子どもに一方的に知識を詰め込む形式の授業より、子ども自身が「主体的、対話的な深い学び」を進めるような授業へと変わっていきます。保育園、小学校、中学校、高校を通じ、興味や関心、好奇心や、工夫をしたり物事に粘り強く取り組む探求心、感動や新たな意欲を育てることが求められています。あゆみの会では新保育指針に基づく子ども主体の保育を推進するため、新指針に関する研修を重ね、その保育を浸透してまいります。

2) 「すまいるガイドライン」を作成し、保育力を向上する

現在、厚生労働省より「事故防止ガイドライン」や「食育ガイドライン」等、保育に関するガイドラインが示されています。また、世田谷区や武蔵野市など一部の自治体でも、独自の保育ガイドラインが示され、保育指針と共に、ある一定の保育の水準を確保することが求められています。あゆみの会では、複数の施設を運営しておりますが、全ての施設は保育指針、各種ガイドライン等に基づき、保育を進めるべきであると考えています。本年度は全施設が保育指針等に基づく保育を進めていくための「すまいるガイドライン」を作成し、全ての施設、職員に周知を図ってまいります。

3) 保護者・地域との連携強化

保護者、地域の方から保育園に対し温かいご理解をいただくことは、お子さまにとってより良い育ちにつながるばかりでなく、職員のモチベーションを向上し、よりよい保育環境を整備する上でとても重要です。あゆみの会では、保護者、地域の方への情報発信を強めるため、本年度、ホームページをリニューアルするとともに、スマホ等を利用した保護者との連絡ツールの導入を進めていきます。保育内容をタイムリーにお伝えするとともに、連絡の行き違いを防止したり、業務の効率化を図っていきます。

(2) 本部機能の充実について

1) すまいる委員会の設置

各施設の施設長、主任保育士をメンバーとする「すまいる委員会」を設置し、法人の施設運営、保育内容、内部監査等を行うため、「保育分科会」「安全分科会」「食育分科会」「研修分科会」「保護者・地域分科会」を設け、各分科会には各施設のワーキングチームのメンバーが委員となり、横断的な活動を行っていくこととします。

① 保育分科会

- ・新保育指針や幼稚園教育要領、小学校の学習指導要領等について学ぶ。
- ・見守る保育やモンテッソーリ、フレネ教育など、環境を通じた子ども主体の保育について学ぶ。
- ・子どもが育つ環境、活動について学ぶ
- ・子どもの環境を整える遊具や教具について研究し、制作する。

- ・保育に関する書類の様式や帳票等を作成する
- ② 安全分科会
 - ・指針の他、事故防止、感染症、アレルギー、血液感染等のガイドラインを学ぶ
 - ・各自治体が発行する事故報告書を分析する
 - ・子ども自身の安全力を高める取り組みを進める
- ③ 食育分科会
 - ・指針の他、食育ガイドラインを学ぶ
 - ・共通する年間の食育計画を策定する
 - ・食や料理、食物の栽培等を保育に活かしていく
- ④ 研修分科会
 - ・園内研修計画の策定
 - ・園外研修についての調査及び職員の派遣
 - ・専門性を高める研修を行う
 - ・キャリアプランに沿った研修を行う
- ⑤ 保護者・地域分科会
 - ・各園のホームページのリニューアル
 - ・保護者との情報発信ツールの充実
 - ・地域との連携強化

2) コンプライアンス体制の充実

すまいる委員会に「法令・監査分科会」を設置し、各拠点で、法令や指針、ガイドラインに則った運営がなされているかを確認し、指導監査項目を含む内部監査を行うこととします。また、顧問弁護士事務所等とも連携し、法令遵守の体制を構築していきます。

- ① 法令監査分科会
 - ・業務チェックリストの作成
 - ・指導監査への対応
 - ・指針、公的なガイドライン、法人のガイドラインの順守状況の確認

(2) 職員の資質向上及び職員体制の充実について

1) 職員の資質向上について

保育の質は、職員の意識や志の高さに大きく左右されます。保育の質を向上するために、職員の方が働きやすく、業務や研修を通じて専門性を高め、やりがいを感じることも、また、それに伴い、処遇改善が為されていくことも大切です。あゆみの会では「社会貢献」という皆が共有できる目標を掲げ、そのための具体的な計画を職員と共に考え、計画の達成とともに処遇が連動し改善されること、キャリアプランを明示し、必要なスキルを全員が共有すること等、職員の方が納得いく客観的な評価システムを作っていきます。また、顧問弁護士事務所と連携し、法令に沿った労務環境を作っていきます。

2) 職員体制の充実について

施設の拡充等に備え、積極的に採用を進めていきます。養成校やハローワークとの連携を深めていきます。また、地域の方や保護者の方と関係を深め、園について理解をしていただくこと、ホームページやスマホなどを通じた情報発信を充実していきます。

現在、資格を取得していない補助の職員に対し、資格取得を促していきます。

(3) 園バスの整備について

交流のある、けやのもり学園の里山での活動等、子どもの育ちにとって自然の中での体験や経験はとても重要です。保育指針では育てたい資質・能力として「発見・気づき・好奇心」「工夫・取組・発展」「感動・喜び・意欲」等を目標としています。また発達の援助のポイントとして、五領域や育てほしい姿として10の項目が示されています。自然の中には発見や工夫、感動に溢れています。またその中で、粘り強さや自分自身で何とかする力、協同心や自然や公共への配慮など、様々な経験や力を身に付けていくことができます。

あゆみの会では、子どもたちに豊かな自然の中での体験や経験を通じた保育を進めていきたいと考えています。また、姉妹園同士での交流や地域活動への参加など行為の移動手段として、本年度は園バスの導入を検討していきます。

(4) 各施設の計画について

子ども主体の保育を前提として、各施設毎に、保育計画、食育計画、保健計画、研修計画等を職員間で共有し、適切に発達を援助していきます。小学校新学習指導要領にある「カリキュラムマネジメント（学びの地図）」の考え方を導入し、地域や専門家、近隣の施設や自然環境等を活かした豊かな保育を実践していきます。

2. 施設整備について

本年度は、理事長が運営する家庭的保育室について、社会福祉法人で受け継ぐことを検討していきます。また、川越市・ふじみ野市を中心に、近隣の自治体の公募に対し、地理的な要因や職員配置等を勘案し、応募を検討することとします。